

4月から

# 介護保険制度が変わりました

～要介護状態区分が7段階に～  
～介護予防サービスを新設～

介護保険制度がスタートして6年が経過し、介護を社会全体で支える制度として定着しました。その一方で、軽度認定者（要支援・要介護1）の急増や、介護サービスの利用に伴う給付費が年々増大し、全国的な課題となっています。このような状況を背景に、介護保険制度が改正され、サービスの一部が変更されましたのでその概要をお知らせします。

## 要介護状態区分が変わりました

今回の改正では、要支援が要支援1になり、要介護1は心身の状態によって要支援2と要介護1に分かれます。これにより、要介護状態区分が6段階から7段階に変わりました。

## 新しく2つの介護予防サービスが始まりました

できる限り介護が必要な状態にならないようにするための予防サービス（地域支援事業の介護予防サービス）や、

軽度認定者に対して状態の改善に向けた介護予防サービス（新予防給付）がスタートしました。

地域支援事業による介護予防サービス  
要介護認定で非該当（自立）と判定された人や要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に、要介護の状態になるのを予防するためのサービスを行います。  
新予防給付（介護保険の介護予防サービス）  
できる限り自立した生活を継続できるようにするため、予防に効果のあるメニューを

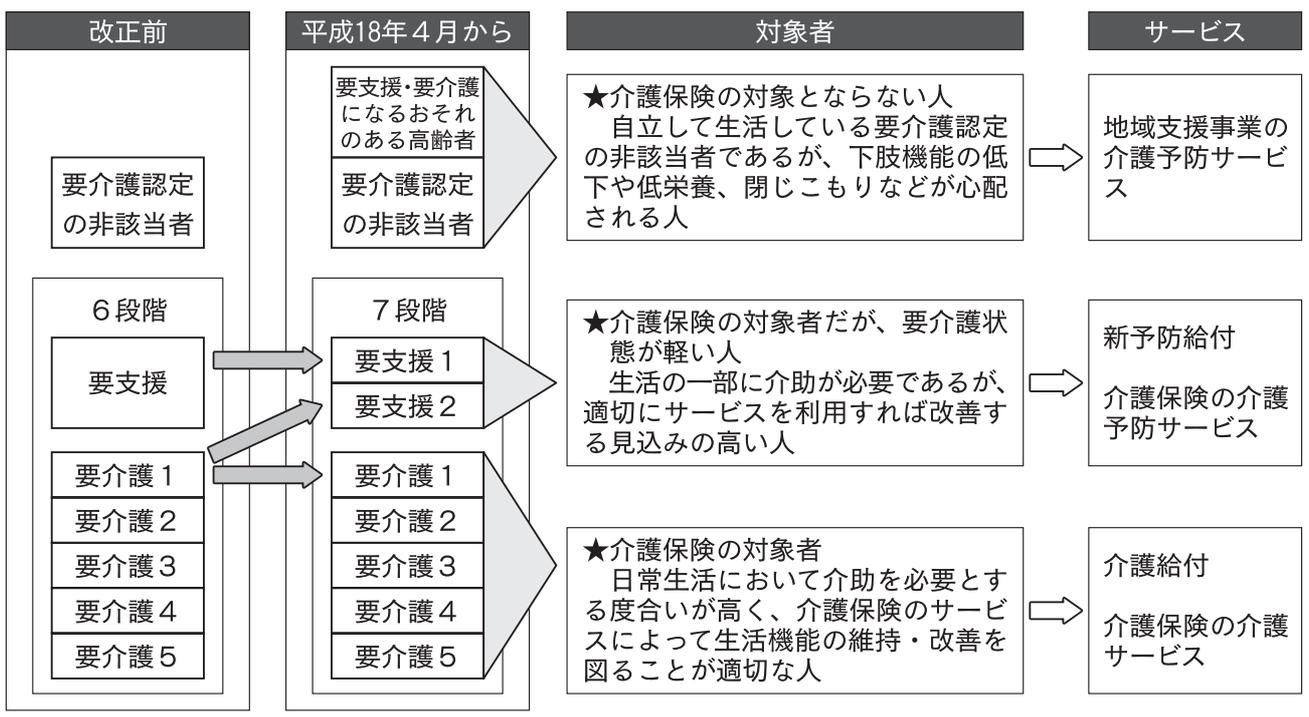


取り入れた介護予防サービスを実施します。

対象者は、このサービスを適切に利用することによって心身の状態・生活機能が改善する可能性が高いと判断される人（要支援1・2認定者）です。

具体的には、体をあまり動かさないことによる筋力の低下や、食事の偏りなどによる栄養不足の人が該当します。

なお、要介護度が軽い人でも、認知症が進行している人、病気やケガなどで心身の状態が不安定な人は介護給付の対象となります。



新予防給付対象者の判定は更新時に行います

新予防給付の対象となるかどうかは、一斉に判定されるのではなく、4月以降の更新に合わせて介護認定審査会で順次判定されます。このため、被保険者証に記載された認定有効期限までは、「要支援」「要介護1」の人でも、従来の介護サービスを利用できます。

認定結果によって新予防給付の対象となる人については、認定結果通知と同時に介護予防サービスの案内をお送りします。



「地域包括支援センター」が設置されました

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、介護いきがい課内に「地域包括支援センター」が新設されました。

「地域包括支援センター」は、高齢者虐待の防止や早期発見、権利擁護に関することなど、総合的な相談・支援の窓口となります。

また、要介護の状態となるのを予防するため、要介護認定非該当（自立）と判定された人や、要支援・要介護になるおそれのある高齢者（特定高齢者）を対象に「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔ケア」等の介護予防に関する支援を行います。

介護保険の福祉用具購入と住宅改修制度が見直されました

福祉用具購入について  
福祉用具は、指定された事業者から購入した場合には、支給の対象となりますので、購入に際しては十分ご注意ください。

住宅改修制度について  
住宅改修は事前申請制度が導入され、改修を行う前に申請が必要となります。改修後の申請では支給できなくなりますので、必ず事前に申請してください。



地域密着型サービスの設置希望者の相談を受け付けます

平成18年4月から地域密着型サービスが始まります。

市では地域密着型サービスの開設を希望する事業者の相談を受け付けます。

日時 4月10日（月）～28日（金）

（土・日曜日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

場所 介護いきがい課

本庄市では認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の設置は現在受け付けていませんので、あらかじめご了承ください。



介護についてのお問い合わせは左記へ

【介護保険に関する事】

介護いきがい課介護業務

係 ☎ 1719

【介護予防に関する事】

介護いきがい課高齢者福祉係 ☎ 1127

## 「いきいきハツラツ生活応援隊」が始まります

「いつまでも元気でいきいきと生活したい」そんなみなさんを応援するために、下記のとおり3会場で教室を行います。各教室では、理学療法士・作業療法士・栄養士・保健師等がみなさんと体を動かしたり、健康に役立つ情報をお知らせします。お気軽にお越しください。各会場に詳しいチラシがあります。

申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

日程

会場	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
市民プラザ	4/10 (月)	5/8 (月)	6/5 (月)	7/3 (月)	9/4 (月)	10/23 (月)	11/21 (火)	12/19 (火)	1/23 (火)	2/27 (火)	3/20 (火)
児玉総合公園体育館	4/17 (月)	5/15 (月)	6/19 (月)	7/31 (月)	9/11 (月)	10/16 (月)	11/13 (月)	12/11 (月)	1/15 (月)	2/5 (月)	3/5 (月)
南公民館	4/25 (火)	5/23 (火)	6/27 (火)	7/25 (火)	9/19 (火)	10/24 (火)	11/6 (月)	12/4 (月)	1/22 (月)	2/19 (月)	3/12 (月)

9/11（月）・10/16（月）の会場は、児玉公民館になります。

時間 午後1時30分～3時

介護いきがい課（高齢者総合支援センター）☎ 1722